

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、少子高齢化が進行する中、医療・介護、子育て支援などの社会保障への対応や地域交通の維持など、果たすべき役割が増大するとともに、人口減少対策や大規模災害を想定した防災・減災事業の実施などの新たな政策課題に直面している。

加えて、今般世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス感染症により、国の緊急事態解除宣言が出されたものの、地域経済や住民生活に深刻な影響が出ており、各自治体においては、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指し、中長期的に様々な対策を講じていく必要がある。

一方、地方公務員をはじめとする公的サービスを担う人材は限られており、こうした中で、多様化するニーズへの対応や細やかなサービスの提供を安定的に行っていくためには、地方財政の充実・強化が不可欠であり、国による各自治体への財源保障がますます重要になっている。

政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2018」では、2019 年度から 2021 年度までの基盤強化期間において「地方の一般財源の総額について、2018 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされ、令和 2 年度の地方財政計画では、一般財源総額が前年度対比+1.2%の 63 兆 4,318 億円となり、中でも地方税収等の見込みは過去最高水準となっている。

しかし、今後、人口減少・超高齢化にともない社会保障費をはじめとした財政需要は増加し、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大による経済環境の悪化にともない税収の大幅な落ち込みも見込まれる。

このため、令和 3 年度予算及び地方財政対策の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もるとともに、社会保障や新型コロナウイルス感染症へ対応する上で必要となる予算の確保、地方財政の充実・強化に向け、次の事項について実現するよう求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症による地域への深刻な影響を考慮し、地域に必要な医療体制の確保や経済対策・雇用対策が実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続など確実な財政措置を行うこと。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応とそれらを担う人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。とりわけ、幼児教育の無償化に伴う地方負担分の財源を確実に確保すること。
- 3 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策、新型コロナウイルス感染症対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに対応し得る地方一般財源総額の確保を図ること。
- 4 令和 2 年度から施行された会計年度任用職員制度により、各自治体には新たな負担が生じていることから、必要な財源を確実に確保すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
- 6 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

- 7 地方交付税における業務改革の取組等の成果の基準財政需要額の算定への反映は、地域による人口規模・事業規模の差異や民間産業の展開度合いの違いなど、地域の実情を考慮した算定方法を十分検討すること。
- 8 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。また、令和2年度の地方財政計画では、依然として4兆5,000億円規模の財源不足が生じていることから、対象国税4税の法定率を引き上げ、臨時財政対策債に頼らない地方財政を確立すること。
- 9 地方自治体の基金残高の増加を理由に、一律に地方への歳出を削減しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年6月25日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣
(地方創生、規制改革、経済財政政策)、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣
経済産業大臣 あて